

特定事業所加算 算定要件

居宅介護支援	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算 A
(1)指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員の配置 ※サービス提供に支障がない場合は、当該事業所の他の職務と兼務又は同一敷地内にある他事業所の職務と兼務しても差し支えない。	2 名以上	1 名以上	1 名以上	1 名以上
(2)指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員の配置 ※サービス提供に支障がない場合は、当該事業所の他の職務と兼務又は同一敷地内にある他事業所の職務と兼務しても差し支えない。	3 名以上	3 名以上	2 名以上	常勤・非常勤 各 1 名以上
(3)利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の 定期的な開催	○	○	○	○
(4)24 時間連絡体制の確保かつ必要に応じて利用者等の相談に対応する体制の確保	○	○	○	○連携でも可
(5)算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護 3、4 又は 5 の割合が 40%以上	○	×		
(6)当該事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施。	○	○	○	○連携でも可
(7)地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、指定居宅介護支援の 提供をしている	○	○	○	○
(8)家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者、高齢者以外の 対象者への指定に関する知識等に関する事例検討会、研修への参加	○	○	○	○
(9)居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていない	○	○	○	○
(10)利用者数が当該居宅介護支援事業所の介護支援専門員 1 人当たり 45 名未満 ※居宅介護支援費Ⅱを算定している場合は 50 名	○	○	○	○
(11)介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は 協力体制の確保	○	○	○	○連携でも可
(12)他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会の実施	○	○	○	○連携でも可
(13)必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が 包括的に提供されるような居宅サービス計画の作成	○	○	○	○

提出必要書類

共通書類
・ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ・ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ・ 特定事業所加算に係る届出書 ・ 主任介護支援専門員研修修了証明書 ・ 介護支援専門員証 ・ 勤務形態一覧表 ・ 会議の予定表及び会議録 ・ 24 時間連絡体制を明示した重要事項説明書 ・ 研修の実施計画及び実施状況がわかるもの、及び介護支援専門員の個別研修計画及び目標がわかるもの ・ 地域包括支援センターからの依頼文もしくは困難事例であることがわかる支援経過、会議録等 ・ 地域包括支援センターからの事例検討会等募集通知、申込書、研修次第 ・ 特定事業所集中減算算定表※直近分 ・ 国保連合会に提出した介護給付費請求書※直近 3 か月分 ・ 実習の協力体制を確保していることがわかるもの ・ 研修次第、議事録及び実施計画 ※事例検討会等の内容、実施時期、共同で実施する他事業所等の記載があるもの
加算 I 算定時のみ
・ 利用者の介護度の一覧表